平成 25 年 2 月 13 日

各位

会社名　　株式会社ネプロジャパン
代表者名　　代表取締役社長　筒井　俊光
（JASDAQ・コード 9421）
問合せ先
役職・氏名　経営企画室長　野澤　創一
電話　　03-6803-3976

代表取締役の異動の開示に関する経過報告（３）

平成24年12月28日付にて開示させていただきました「代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、前代表取締役であった小澤正彦（以下、「前代取」といいます。）より、業務外の私的な活動に関連して、会社の体面や信用を傷つけるおそれがあるとの報告がされたことを受け、当社では、内部調査委員会を設置し、調査を実施しております。

調査の経過につきましては、平成25年1月28日に内部調査委員会より中間報告（以下、「第1回目の調査報告」といいます。）を受け、同日付「代表取締役の異動の開示に関する経過報告（２）」にて開示しておりますとおりです。さらに、同委員会においては、その他に前代取に関連した不適切な取引がないかどうか継続して調査しておりましたが、本日、その結果について、同委員会から報告（以下、「第2回目の調査報告」といいます。）を受けましたので、第1回目の調査報告の概要とあわせ、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．調査開始に関する経緯

平成 24 年 12 月 12 日に、外部の方から当社宛に電話があり、前代取に関して、コンプライアンスに関わる違反があるとして、当社に対して面談の要望があり、前代取に関して不適切な行為があるとの指摘がありました。

上記指摘事項の事実確認及び当社への影響を調査するため、前代取及びその周辺へのヒアリングを実施いたしました。平成 24 年 12 月 28 日以降は、内部調査委員会を設置し、引き続き、調査を実施いたしました。

２．内部調査委員会の第 1 回目の調査報告の概要

内部調査委員会の第 1 回目の調査報告の概要は、以下のとおりです。

（１）会社設立資金の流用

前代取は平成 22 年 6 月頃より、当社投資先等の技術を活用した会社の設立を考え、その出資者

の紹介を知人に求めたところ、ある出資者を紹介されました。前代取は、その出資者から、当該会社設立資本金として、3 回に分けて合計 25 百万円を受領しましたが、その殆どについて、目的外の用途に流用した、とのことです。

その後、前代取は、返還を強く求められたことから、平成 25 年 3 月期において当社グループから合計約 7 百万円を出金した、とのことです。

（2）M&A に関する指摘の件

平成 24 年 3 月頃、前代取は、前記知人を通じて M&A に関する業務を取り扱っている前記外部の方より買収先の紹介の依頼を受け、受諾しました。しかしながら、M&A 成立の見込みがないことが確実となった後も、可能性がある様に装い続けた、とのことです。

前記外部の方から、当社に対して、前代取及び前記知人に M&A の必要経費等として 50 万円と 70 万円を支払ったので返還するように前代取及び前記知人に伝えてほしいと、要請がありました。

M&A に関しては、当社は業務として M&A の仲介を行っておらず、社内にその体制もありません。前代取以外に本件を認知・関与していた役職員もおりません。

（3）反社会的勢力とのつながりの指摘の件

また、前記外部の方からは、当社の従業員に反社会的勢力とのつながりがある可能性があると伝えられました。しかし、指摘された従業員は業務委託先であり、内部調査委員会の調査によると、当該業務委託先にそのような反社会的勢力とのつながりは確認されていない、とのことです。

3．内部調査委員会の第 2 回目の調査報告の概要

内部調査委員会の第 2 回目の調査報告の概要は、以下のとおりです。

（1）その他の不適切な取引に関する調査方法

内部調査委員会は、第 1 回目の調査報告の際に調査対象となったメールやその添付書類に名前が登場した人物および企業について、当社グループとの取引の有無を確認し、取引があるものについては、前代取及び社内関係者からヒアリングをし、さらに当該取引の稟議書等も精査の上、その取引及び支払が妥当か否かを判断いたしました。

さらに網羅的に調査するため、前代取の入社以後の当社グループの全ての新規の取引先及び業務委託先の中から、一定規模を超える取引実績があり、且つ、前代取が関与したと認められるものを全て抽出し調査いたしました。

抽出された全ての企業については、その取引や支払が妥当なものか否かを判断するため，取引上のメール、社内上のメールから検索のうえ、精査しました。また、抽出された企業との取引についての稟議書等についても精査しました。さらに、社内関係者からのヒアリングも実施し、妥当性に疑問が残るものについて、前代取からもヒアリングを実施いたしました。

（2）その他の不適切な取引に関する判明結果

内部調査委員会から、その他不適切な取引に関する調査の結果、前代取の個人の利得の為ではないものの、前代取の業務遂行過程において納品物の確認が不十分な取引など不適切と思われる取引が 3 件あり、その合計金額は約 4 百万円である、との報告を受けました。

４．調査結果のまとめ

以上の調査結果から、内部調査委員会によれば、まず、当社と反社会的勢力との関係の有無に関してですが、業務委託先含め当社と反社会的勢力とのつながりは確認されておらず、反社会的勢力との関係は認められなかった、とのことです。

次に、前代取から当社へ返済されるべき金額としては、合計約 11 百万円であることが判明した、とのことであり、うち第 1 回目の調査報告にて判明した約 7 百万円については、既に返済を受けております。残る第 2 回目の調査報告から判明した約 4 百万円についても、当社から前代取に現在請求中であり、前代取は返済を約束しております。なお、当該取引等の会計処理については、当第３四半期連結会計期間において適切な処理を実施いたします。

内部調査委員会は、専門機関から不正調査方法に関するアドバイスを受け、調査を実施しており、第 1 回目及び第 2 回目の調査報告をもちまして一連の調査を完了した、とのことです。今後はこの調査結果から、その要因となった当社の内部体制上の問題点及びその改善策の提言を最終報告として、平成 25 年 3 月中を目処に提出予定とのことであり、内部調査委員会からの提言を基に、当社としての再発防止策を検討し、開示いたします。

５．今後の対応及び会社への影響

当社取締役会は、内部調査委員会の調査結果を受け、当社の社会的信用に波及しかねない行為があったことから、前代取に対し、本日付で取締役の辞任勧告を行い、これを受けて、前代取は当社に対して辞任届を提出いたしました。なお、後任の取締役が就任するまでの間は、会社法第 346 条第 1 項の定めにより、前代取が取締役としての権利義務を有することとなります。

当社は、後任取締役選任のための臨時株主総会の開催を予定しております。本日付の開示「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに取締役候補者の選任に関するお知らせ」をご参照下さい。

なお、一連の事案に関する当社の業績への影響については軽微であります。

以上